

神奈川県における構想区域について

1 神奈川県の構想区域（案）（ ）

神奈川県の構想区域は、以下の9区域としたい。

構想区域名（仮称）	構成市（区）町村
横浜	横浜市
川崎北部	高津区、宮前区、多摩区、麻生区
川崎南部	川崎区、幸区、中原区
相模原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
計（9区域）	（19市13町1村）

（ ）構想区域：地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として定める区域（医療法第30条の4第2項第7号）

構想区域は、「二次医療圏を原則としつつ、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間等の要素を勘案して柔軟に設定する」とこととされている（地域医療構想策定ガイドライン）

2 構想区域の決定にあたっての考え方

(1) 県の考え方（第2回会議の際に示した考え方）

構想区域は、現行の二次保健医療圏を原則とする。

ただし、現行の二次保健医療圏について、各地域での議論の中で、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間等の要素を勘案し、現行の二次医療圏と異なる構想区域の具体的な案がある場合には、見直しを検討する。

構想区域については、都道府県間と県内の構想区域間の調整などの議論を経て、第4回会議で決定する。

(2) 横浜の構想区域について

第2回調整会議において、構想区域については、現行の3つの二次保健医療圏を1つにする提案があり、第4回会議までに見直しについて検討することとなった。

市と県で、地域医療構想策定ガイドライン等に定める事項について確認し、以下の状況を踏まえ、構想区域は現行の3つの二次保健医療圏を1つにすることとしたい。

- ・二次保健医療圏を越えた市域内の医療機関へのアクセスが可能であり、将来（2025年）においても市域内への患者の流入が相当の割合で生じることが想定されること
- ・二次保健医療圏内で完結することが望ましい医療機能がすでに備わっており、将来的にもバランスよく整備されるような仕組みが認められること
- ・在宅医療等の推進等を念頭に、老人福祉圏域と整合を図る必要があること

(3) 横浜以外の構想区域について

各地域の第2回会議地域医療構想調整会議において、現行の二次保健医療圏で構想区域を設定することとした。

第2回、第3回の会議において、都道府県間、県内の構想区域間の流出入調整及び各地域の医療提供体制について議論したが、構想区域の見直しに対する具体的な提案はなかった。

そのため、構想区域は、現行の二次保健医療圏で設定することとしたい。